

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

企調第251号の2
山企第392号
白企第146号
平成16年10月13日

内閣総理大臣様

千葉県知事 堂本 暁子

山武町長 松下 浩明

白浜町長 早川 一郎

平成15年11月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

別記1のとおり

2. 変更事項の内容

別記2のとおり

(別記1) 変更事項

計画本体

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

別紙

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

(別記2) 変更事項の内容

下線部が変更・追加した部分

計画本体

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

・「千葉県安房郡白浜町」を追加

変 更 前	変 更 後
千葉県及び千葉県山武郡山武町	千葉県、千葉県山武郡山武町及び千葉県安房郡白浜町

3 構造改革特別区域の範囲

・「白浜町の全域」を追加。

変 更 前	変 更 後
千葉県山武郡山武町の区域のうち、大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門の全域	千葉県山武郡山武町の区域のうち、大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門の全域並びに千葉県安房郡白浜町の全域

4 構造改革特別区域の特性

・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い記述を追加。また、農業産出額等の値を更新。

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 本県の農業施策の取組 本県の農業は、全国でもトップに位置する。農業産出額は約4,300億円(平成13年)で、北海道に次いで全国2位(平成6年以降)、中でも野菜は、昭和37年以降、常に1位であり、その産出額は約1,700億円にのぼっている。 (千葉県の農業産出額と順位)(表) (中略) * 『ちばエコ農産物』 農薬と化学肥料を通常の2分の1以下に減らした安全・安心でおいしい千葉の農産物。県独自の認証制度を作り、これまでに、ダイコン、キャベツ、ニンジン、コメなど16品目(平成15年8月現在)が認証されている。</p> <p>(3) 山武町の農業振興策の取組 本町の農業産出額は、約54億円(平成13年)であり、そのうち野菜が約35億円(構成比:65.6%)と、農業産出額の大半が野菜で占めている。 (中略) 本町の農業産出額(表) (以下略)</p>	<p>(2) 本県の農業施策の取組 本県の農業は、全国でもトップに位置する。農業産出額は約4,308億円(平成14年)で、北海道に次いで全国2位(平成6年以降)、中でも野菜は、昭和37年以降、常に1位であり、その産出額は約1,794億円にのぼっている。 千葉県の農業産出額と順位(更新) (中略) * 『ちばエコ農産物』 農薬と化学肥料を通常の2分の1以下に減らした安全・安心でおいしい千葉の農産物。県独自の認証制度を作り、これまでに、ダイコン、キャベツ、ニンジン、コメなど41品目(平成16年5月末現在)が認証されている。</p> <p>(3) 山武町の農業振興策の取組 山武町の農業産出額は、約57億円(平成14年)であり、そのうち野菜が約38億円(構成比:67.0%)と、農業産出額の大半が野菜で占めている。 (中略) 山武町の農業産出額(更新) (表名を変更(本町を山武町へ))</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>(以下を追加)</p> <p>(4) 白浜町の農業振興策の取組</p> <p>白浜町は、冬も温暖なため春の花が咲くという自然環境に恵まれている。農業産出額は、約14.5億円(平成14年)で、冬に咲くストック・キンセンカ・金魚草など花卉の産出額が約9.2億円(構成比:63.4%)と、農業産出額の大半を占めている。</p> <p>また、この気候を利用した食用菜花等の栽培が盛んで、野菜の産出額は約4.6億円(構成比:31.7%)を占めている。水稻は、0.2億円(構成比:1.4%)で自家消費が主であり、表作水稻裏作花卉・野菜の二毛作農業が展開されている。</p> <p>平成12年の農家数及び経営耕地面積でも、農家数678戸のうち花卉農家数が394戸(構成比:58.1%)、経営耕地総面積110haに対する花卉の経営耕地面積が43ha(構成比:39.1%)、野菜農家数は166戸(構成比:24.5%)、経営耕地面積が21ha(構成比:19.1%)で、花と野菜農家の二極化が進む。</p> <p>本町における平成13年の有機栽培面積は民宿を営む兼業農家において自家消費型であり、町において芋畑を実験的に試行しているが、本年に入り農業生産法人により約5haの経営が始まっており、この生産法人に触発され今後有機栽培の産地化が進んでいくと考えられる。</p> <p>本町では、この生産環境や温暖農業地域にある立地条件を活かして、基幹的農家の育成をはじめとする生産体制の整備による生産コストの低減、有機栽培・無農薬栽培による農産物の高付加価値化、生産・流通・販売にいたる一元管理システムの確立など、農業振興策の推進により、消費者ニーズに的確に対応した生産性の高い通年低コスト農業の発展を目指している。</p> <p>なかでも、有機農業については、需要に応えた農産物の高付加価値化に加え、冬でも気候が温暖で露地栽培が主体である等本町が持つ特性を十分に発揮できることから、白浜農業のアイデンティティを確立するための戦略と位置付け、産地拡大に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>(以下表略)</p>

5 構造改革特別区域計画の意義

- ・構造改革特別区域の範囲の変更等に伴い記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>(1) 今後の推進すべき農業振興策(産地戦略)</p> <p>(中略)</p> <p>すなわち、有機野菜という高付加価値商品を「定時・定量・定価・定質」で生産・出荷・販売できるよう、この各段階を総合的、一体的に管理、運営できる『農業生産システム』を産地戦略として構築することである。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 農業生産システムの具体的な運用 この農業生産システムでは、はじめに、<u>外食企業及び外食グループ企業</u>(以下「<u>外食企業等</u>」という。)が日々使用する・・・</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 今後後の推進すべき農業振興策(産地戦略)</p> <p>(中略)</p> <p>すなわち、有機野菜という高付加価値商品を<u>1年中</u>「定時・定量・定価・定質」で生産・出荷・販売できるよう、この各段階を総合的、一体的に管理、運営できる『農業生産システム』を産地戦略として構築することである。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 農業生産システムの具体的な運用 この農業生産システムでは、はじめに、<u>外食企業及び外食グループ企業</u>(以下「<u>外食関連企業等</u>」という。)が日々使用する・・・</p> <p>(以下、文中の「<u>外食企業等</u>」を「<u>外食関連企業等</u>」と変更。)</p> <p>(以下略)</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い記述を追加。

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 遊休農地の利活用による野菜産地の維持、拡大</p> <p>(中略)</p> <p>また、本事業の推進に当たっては、・・・</p> <p>(以下略)</p>	<p>(3) 遊休農地の利活用による野菜産地の維持、拡大</p> <p>(中略)</p> <p><u>本事業の推進</u>に当たっては、・・・</p> <p>(中略)</p> <p>(以下を追加)</p> <p><u>また、白浜町においては、高齢者比率が県下一位と担い手不足が進むなか、外食関連企業等の農業参入による農地の利活用を通じ、冬季も温暖な気候を生かした露地野菜産地としての展開を図り、地域の活性化と有機野菜のブランド化を目指していく。</u></p>

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・構造改革特別区域の範囲の変更等に伴い記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>遊休農地の解消面積 平成16年度末までに5ha、平成19年度末までに累計10ha 新たにJASの有機認証を受けた生産面積 平成16年度末までに2ha、平成19年度</p>	<p>遊休農地の解消面積 平成16年度末までに<u>13ha</u>、平成19年度末までに累計<u>20ha</u> 新たにJASの有機認証を受けた生産面積 平成16年度末までに2ha、平成19年度</p>

変 更 前	変 更 後
未までに累計10ha 外食企業等が提供する有機肥料の利用増大	未までに累計20ha 外食関連企業等が提供する <u>有機肥料原料</u> の利用増大

別紙

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い記述を変更。

変 更 前	変 更 後
農地の借受主体：チェーン展開している外食企業及び外食グループ企業であり、かつ定められた事業区域（山武町の一部：詳細は別紙のとおり）で、当該規制の特例措置の適用を受ける者	農地の借受主体： <u>外食関連企業等</u> であり、かつ定められた事業区域（ <u>山武町の一部〔詳細は別紙のとおり〕及び白浜町の全域</u> ）で、当該規制の特例措置の適用を受ける者

4 特定事業の内容

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>特定事業の実施主体である山武町が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により有機農業を行うこととなる外食企業等に賃貸する。また、千葉県及び山武町は、特定事業の実施により有機農業を行う外食企業等と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の協定を締結し、有機農業の適正かつ円滑な実施を確保する。</p> <p>（中略）</p> <p>なお<u>当初</u>予定している事業内容等は、次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>事業区域：山武町の一部（15.5ha）（詳細は別紙のとおり）</p> <p>認定された日以後のスケジュール（見込み）</p> <p>（中略）</p>	<p>特定事業の実施主体である山武町及び白浜町が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により有機農業を行うこととなる<u>外食関連企業等</u>に賃貸する。また、関係自治体は特定事業の実施により有機農業を行う外食関連企業等と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の協定を締結し、有機農業の適正かつ円滑な実施を確保する。</p> <p>（中略）</p> <p>なお<u>予定</u>している事業内容等は、次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>事業区域：山武町の一部（15.5ha）（詳細は別紙のとおり）<u>及び白浜町の全域</u></p> <p>認定された日以後のスケジュール（見込み）</p> <p>（（<u>山武町</u>）を追加）</p> <p>（文中外食企業等を<u>外食関連企業等</u>へ変更）</p> <p>（中略）</p> <p>（以下を追加）</p> <p>（<u>白浜町</u>）</p> <p>・<u>賃貸借契約の締結（土地所有者、白浜町）</u></p> <p>（平成17年2月）</p> <p>・<u>賃貸借契約の締結及び協定書の締結（白浜</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>外食企業等が行う農業の内容及び実施方法 (以下略)</p> <p>事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、千葉県及び山武町と協定の締結について合意している。</p>	<p>町、外食関連企業等)(平成17年2月) ・有機農業の開始(作付け開始)(平成17年4月) 外食関連企業等が行う農業の内容及び実施方法 (<u>山武町</u>)を追加) (中略) (以下を追加) (<u>白浜町</u>) 事業区域のうち、当初、8haで生産を開始し、その後、徐々に拡大させていく。 事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、千葉県及び山武町とは協定を締結済みである。また、千葉県及び白浜町と協定の締結についても合意している。</p>

5 当該規制の特例措置の内容

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>本町は、野菜作りに特化した生産地であり、特に、当該地区が有機野菜の産地となっている。 (以下略)</p>	<p>(<u>山武町</u>) 山武町は、野菜作りに特化した生産地であり、特に、当該地区が有機野菜の産地となっている。 (中略) (表名を変更(本町を山武町へ)) (以下を追加) (<u>白浜町</u>) 白浜町は、一年中野菜作りに適した生産地であり、有機野菜産地と期待されている。 本町の農家数を平成2年と12年で比較した場合、農家数が25.1%の減(H2〔905戸〕 H12〔678戸〕)と大きく減少している。 経営耕地面積を平成2年と12年で比較した場合、経営耕地総面積が22.5%の減(H2〔142ha〕 H12〔110ha〕)に対して、畑の経営耕地面積も、ほぼ同様に35.7%の減(H2〔84ha〕 H12〔54ha〕)と大きく減少している。 遊休農地面積(耕作放棄地)はほ場整備が進み2ha減少(H2〔31ha〕 H12〔29ha〕)しており、また、農家当たりの経営耕地面積の増加(H2〔16a〕 H12〔19a〕)の増加率：18.8%)により、農家数の減少(H2〔905戸〕 H12〔678戸〕)の減少率：25.1%)に比べて、経営耕地面積</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>の減少(H2〔142ha〕 H12〔110ha〕)の減少率： <u>22.5%)が抑制されているものの、農業従事者の高齢化率の上昇に伴い、特に手間のかかる野菜・花卉の経営耕地面積の減少、遊休農地の増加が加速化するものと見込まれる。</u> <u>このままでは、白浜町の農業従事者の高齢化、担い手不足等から、野菜・花きの経営耕地面積の減少、それに伴う遊休農地の増加が加速化され、野菜・花き有機農業の産地としての展開がますます困難となることから、当該特例措置を適用して、外食関連企業等が遊休農地の利活用により有機農業に参入することは適当であり、要件適合性が認められると判断した。</u> (以下表略)</p>